

# 明治四十一年京大総長問題 岡田良平退職顛末書

西山 伸

今回紹介する史料は、表題にあるとおり、一九〇八年に起つた京都帝国大学総長岡田良平の退職事件（以下、岡田事件とする）に関する記録（京都大学人文科学研究所図書室所蔵）である。

## 一 史料の形態

史料は、縦二八センチ、横一九センチ、厚さ一・五センチの帙に収められており、その帙の中にある茶色の封筒の中に個々の文書が入っている。大部分の文書は、縦二五センチ、横三四センチの四〇〇字詰め原稿用紙に一点もしくは複数点張りつけられていて（10、22は例外）、それぞれの原稿用紙の隅に鉛筆で①から順番に⑩までの番号が付されている。この番号がいつ付されたかは不明であり、文書の日付順にもなっていないが、とりあえず本稿では、その番号を文書番号に使用している。また一枚の原稿用紙に複数点の文書が貼付されている場合には、上になっている文書から順に、例えば7-1、7-2のように仮に表記した。

台紙になっている二〇枚強の原稿用紙の片側には、二か所小さな穴が開けられており、以前はこの史料がひとつに綴じられていたことが推測される。

次に貼付された文書一点一点の形態だが、大きく以下の四つに分けられる。

①送られてきた書翰の実物をそのまま貼りつけていると思われるもの（史料7-1、7-2、8-1、9-1、9-2、10、11-1、11-2）

②書翰等の下書き、メモと思われるもの（史料1、8-2、15、16）

③カーボン紙状のもので転写されたと思われるもの（史料2、3、4、5、6、12、13、14、17、18、19、20）

④新聞の切り抜き（21、23）

⑤その他（22）

以上のような保存の形態や、後で紹介する史料の内容からすると、

本史料は岡田事件の中核にいた人物が、後の記録として意識的に事件の史料を収集、整理したものと考えて間違いないであろう。では誰が、という疑問が生じるが、筆者は残念ながらはつきりとした結論は持ち合せていない。<sup>(1)</sup> いずれにしても、整理された形で史料が残されているという事実そのものが、当時の京大教授側にとっての岡田事件の重要性を語っているといえるだろう。

## 一 事件の概略および特徴

岡田事件については、かつて拙稿（「一九〇八年京大岡田総長退職事件」朝尾直弘教授退官記念会編『日本社会の史的構造』近世・近代、思文閣出版、一九九五年）で若干ふれたが、煩をいとわず事件の概略および特徴を簡単に記しておく。

一九〇七年七月に京大の初代総長であった木下広次が辞職すると、後任の人選は難航していたが、三ヶ月後の一〇月一六日に当時学習院御用掛であった岡田良平が就任した。ところが翌一九〇八年七月に第二次桂内閣が成立すると、文相小松原英太郎のもとで、同月一日岡田は京大総長在職のまま文部次官を兼任することになった。すると、かねてから存在していたとされる岡田に対する学内の反発が一挙に表面化し、教授陣による兼任反対運動が展開され、その結果九月二日には岡田の総長辞職（次官専任）、菊池大麓の後任総長就任が発表されたのである。

事件は次の三つの時期に区分することが可能である。①岡田の次官兼任に反発した京大教授側が、学内で会合を開き、上京して政府

有力者に岡田の総長解任を要求した時期（七月末～八月初）、②総長解任を認めさせた教授側が、後任をめぐって議論を行った時期（八月上・中旬）、③山川健次郎あるいは久原躬弦の就任を求める教授側は再上京するが、結局政府によって後任が菊池大麓に決定する時期（八月末～九月初）、である。①の時期では、岡田の兼任発表直後に教授陣が集まり、「舞戻ヲ断ルコト」と総長更迭を求めているだけでなく、「総長候補者ハ大学教授ノ内ヨリ適任者ヲ推薦スルコト」と早くも「決定」（史料3）されていることが注目される。また、当時の教授側の山県をはじめとする政府有力者との結びつきも見ることができて興味深い（史料3、11）。②の時期の史料からは、各分科大学における議論の様子を知ることができる（史料14）。新設の文科大学のみ、委員の選出も遅く、後任についての意見も異なっていることが分かる。③の時期では、菊池の就任が京大教授側には結局何の相談もなく決定されたこと、つまり政府側としては、後任選定に関して「教官全體ニ付評議スルノ例ノ開クハ如何アルベキヤ其善惡不明ナリ寧ロ善クアル間敷哉」（史料12）と考えていたことが分かる。後任決定をうけて京大教授側では会合をもつが、人望のある菊池の就任で事件の解決と考える一派と、政府側が京大に相談なく後任を決定したことに対する抗議の意を表明するべきという一派に分裂し（史料17）、事件は終息に向かう。

事件の全体を通して京大教授側の中心となつたのは、委員長となつた村岡範為馳（理工）および田辺朔郎（同）である。特に田辺は二度上京し、自らの山県らとの関係を生かしながら盛んに運動し

ていた。③の時期になると、井上密（法）、森島庫太（医）らと密接に連絡を取りあつてゐることが窺われるが（史料9—1、9—2、9—3、10），基本的には前記一人が中心となつてゐることは変わらない。この事実は、帝国大学のいわゆる自治事件では中心は法科大学であったという従来のイメージに変更を迫るものといえよう。

岡田事件を考察する際不可欠なのは、五年後の沢柳事件との比較である。<sup>(2)</sup> 形式の面からいえば、岡田事件において分科大学横断的な委員会を形成した経験は、沢柳事件における諸分科連合委員会の結成に生かされたであろう。また、京大教授側の主張の中身を見ると、沢柳事件では、沢柳の辞職後の諸分科委員会において「文部大臣が総長を新たに任免する場合には、其任免に先立ち必ず、京都大学に照会すべし」、「寧ろ大学の秩序整頓より云ふも、総長を大学内にて互選するを以て、大学の為に適當なる処置と云はざるべきからず」との案がまとまっている。岡田事件では総長公選制が直接要求されたわけではなかつたが、学内からの後任総長選定や、任命に先立ち教授の意向を確認せよという要求は、沢柳事件の重要な前提となるものであろう。

### 三 今後の課題

次に、筆者個人の今後の課題として三点あげておく。

第一に、岡田事件と、それ以前に起きた大学自治事件との関連である。まず考えられるのは戸水事件である。戸水事件における大学側の論点としてすでにいくつかあげられている中で、「総長の進退

に関する文相の恣意的な判断と処置の不当性」への批判、が岡田事件と最も関係すると思われるが、今後の厳密な考察が必要であろう。また、京大内部でも岡田の総長就任の直前に起きたとされる法科大学長互選問題がある。これは、一九〇七年、織田萬学長の辞職をうけて法科大学で文部省の反対を無視して教授の互選により後任学長（井上密）を選んだとされる事件である。初代総長木下の辞職も右の事件の責任をとつてのものともいわれており、この事件の影響も当然考慮に入れなければならない。<sup>(3)</sup>

第二に、大学における研究と教育の問題である。のちに大日本報徳社の社長となつた経歴を持ち出すまでもなく、岡田は德育の重視を唱えており、それは基本的には京大総長に就任しても変化していない。このような姿勢が帝大教授との衝突をきたした大きな原因であつたことは間違いない。「岡田総長ハ勉強家ニハ相違ナキモ大学ノ総長ニハ適セズ中学校長位ニハ適シタル人物ト思フ」（史料5）という京大教授側の発言がこれを物語つてゐる。一方では、「研究論」を振りかざした沢柳も、京大総長を辞職しているが、これは何を意味するのであるか。

第三に、京都大学史さらには帝国大学史全体の中での事件の位置づけである。岡田事件の直前、京大は転換期を迎えていた。一九〇六年には文科大学が設置されて当時の計画にあつた四分科大学が出揃つた。一九〇七年には、すでに明らかにされているような法科大学の規程改正や、木下総長の辞職などが重なつてゐる。帝国大学全体で見ても、事件の前後には帝国大学特別会計制度の開始や東北・

九州両帝国大学の創立などが相次いでなされている。このような動きのなかで岡田事件をどうとらえられるか、大きな課題であろう。

## 注

(1) ただ、①の史料の大部分は田辺朔郎宛の書翰であること、逆に②、③のうちの書翰の差出人（あるいは差出人の一人）が田辺であることなどから、本史料の作成者は理工科大学教授田辺朔郎ではないか、とも考えられるが、あくまで筆者の推測にすぎない。

(2) 沢柳事件については、渡部宗助「京大「沢柳事件」再考」（上）

『大学論集』八、一九八〇年、福西信幸「沢柳事件と大学自治」

『講座日本教育史編集委員会編『講座日本教育史』第三巻、第一法規、一九八四年、松尾尊允「沢柳事件始末」『京都橘女子大学研究紀要』二二、一九九四年、などを参照。特に、諸分科委員会については松尾論文によった。

(3) 東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史』通史一、東京大学出版会、一九八五年、一七〇～一七一页。

(4) もつとも筆者はこの事件そのものについての確たる史料を目にしたわけではない。この事件の存在が明らかになった最初はおそらく

滝川幸辰が著書『激流』（河出書房新社、一九六三年）の中で「古い記録を調査する機会をえたとき」（六五頁）発見した、と書いていることであろう。後年の研究者も滝川の記述にそのまま従っているが、管見の限りでは右の「古い記録」とは京都大学事務局による『京都大学概観』という一九四七年刊行の印刷物を指している。事

件当時の一次史料を目にするまで、筆者としては事件の存在に留保をつけたいと考えている。

(5) 潮木守一『京都帝国大学の挑戦——帝国大学史のひとこま』名古屋大学出版会、一九八四年。

（にしやま しん 京都大学  
文学部助手 百年史編集史料室）

四一、八、十三 公爵山県有朋ニ宛タル書 田辺

皓暑之時節益御機嫌克被為在慶賀之至ニ奉存候當大學之義ニ付一方ナラズ御配意被下候段有難感謝罷候當大學在職之者ハ東西兩大學

ト相對之第一流ノ大學タラシメント熱心勉強致居又其實際ニ於テモ教官等モ東京大學ニ相讓ラザルモノモ多々有之木下氏辭職ノ際モ大學

學隆盛之為メニ第一流ノ人ヲ迎ヘテ當大學總長タラシメ度希望ニ有之政府ニ於テモ都合ニテ配意アルベシト信セシニ意外ニモ岡田氏ノ如キ第三流ノ人ノ任命ヲ見ルニ至リ皆々大ニ失望セシモ學職德望欠如タルハ勿論ナレトモ兎モ角其手腕ヲ見ルコトニ忍耐致候處爾來衝突ニ衝突ヲ重テ終ニ此回ノ如キ事ト相成候次第誠以遺憾ノ至ニ候此程大學内ニテ皆々協議仕候処<sup>(ニスカ)</sup>よれば此際山川健次郎氏ナレバ總長トシテ載候事ニ付異議ナキ次第ナレドモ其他ノ人ニテハ兎テモ平穏ニ治兼候次第二候山川氏ハ就職六ヶ敷事ナレバ當大學在職者中ノ長老者ハ實際我国學者間ノ長老者ニモ有之大學内ノ進歩平穏ヲ得候事モ出来可申候當大學内ノ長老者ハ久原躬弦氏ニシテ同氏ハ學問ヲ專修致居候為メニ學者間ニハ名望アレドモ政府ニアマリ知ラレ居ラザル事と存居候當大學ニハ學界ニ於テ重キヲ致候人モ多數在職致居候為メニ第二流ノ後進ノ者ヲ以テ總長ト致候事ハ到底六ヶ敷事ニ御坐候依テ政府ニ於テモ山川氏ヲ起スコト能ハザレバ當大學内ノ長老者ヲ推薦スルコト可然と存候久原氏ハ岡田氏ニ比シテハ遙カナル先輩ニ有之同氏ナレバ當大學ノモノ満足可申ト存候尤モ如何ナル人ニテモ<sup>(ヨクスカ)</sup>絶対之不贊者ナキニ非ズ同氏ニモ不贊成ナルモノハ當大學六十余名

ノ内ニ二両名ハ可有之又岡田良平氏ハ箇人トシテ之ニ不満足ヲ懷ト事存候此際又々第二三流ノ人ヲ人選サル、事アリテハ大學内ノ不満極度ニ達可申事ト存候

益御機嫌克各地御巡回相成候事慶賀之至ニ御坐候平素御不沙汰ニ打過居候段御容恕被下度候扱當大學一件モ一段落致候昨年十月岡田氏總長任命ノ事情ニモ面白キ節モ有之候得共是ハ略申候同氏就任後貴兄御出發前迄ハ所謂低氣圧ガ遠方ニ居ル様ナ有様ニテ何時来ルヤモ知レザリシガ本年七月岡田氏文部次官ニ任セザレ京大總長兼任トナリシヨリ低氣圧急ニ襲来シ七月廿一日岡田氏京都ニ帰ラル、ヲ待チテ村岡難波森嶋織田ノ四人ヨリ同氏ヘ京大總長ノ辭職ヲ勸告シタリ事情斯ノ如クニ立至候故ニ中央政府ヘモ事情ヲ通ズルニ適當ナル人ノ上京ヲ要シ村岡田辺千賀中西ノ四人直ニ上京シテ政府ニ対スル所置ニ取掛リ文部大臣小松氏<sup>(ヨクスカ)</sup>ヘハ直ニ文部省ニテ四人ヨリ事情已ムヲ得ザル次第ヲ陳述シ文部大臣ヘハ有力ナル人ヨリ速ニ岡田兼任ヲ免スペク忠告ヲサセ又大臣ヘハ上部ヨリ適宜ナル命令的注意ヲ元老ヨリ文部大臣ニ与フルコト、ナリ數日ノ間ニ解決シ新總長ノ任命手続ニ移候ニ付東上員ハ一ト先ツ帰西シ各大學ヨリ總長選任ニ関スル協議會ヲ開キ外部ヨリナレバ山川氏内部ヨリナレバ久原氏トシテ此義ヲ政府ニ申出タリ（菊地氏<sup>(ヨクスカ)</sup>希望者モ多數アリタレドモ一ハ同氏ノ就任ハ兎テモ六ヶ敷カラント云フモノト難波氏其外ニ數名ノ不贊成ト

ニテ政府ヘハ菊地氏ハ申出ザリシ) 政府ニ於テモ対京都大学ノ処置  
ハ正ニ一步ヲ誤タルモノナル故ニ此度過ヲ重ネテハ不相済ト種々大  
臣ノ奔走ニヨリテ終ニ菊地男ノ就任ヲ見ルニ立至候事ニ候右ニテ一  
段落ヲ告候事ニ相成候不取敢早々頓首

九月卅日 田辺朔郎  
朝永正三殿

委員	難波	三輪	田辺	平井	中西
森嶋	井上	織田	千賀	勝本	

出席者  
勝本 岡村 井上 久原 織田 田嶋 難波  
二見 大塚 田辺 三輪 千賀 村岡 森嶋  
中西

京都疏水上水等ノ仕事モ借款問題思敷カラザル故ニ進歩遲ルニ候  
得共免モ角來月中旬ニハ起工式ヲ挙ルニ至リ可申候

明治四十一年七月廿六日決定

午前八時法科會議室ニ委員一同集合村岡難波森嶋織田ノ四名ハ總長  
帰西ヲ待チ直ニ訪問談判ヲ開クコト

田辺千賀中西村岡ハ東上シテ事情ヲ政府ニ陳述シ相当ノ所理ヲ為ス  
コト

#### 出席者

田辺	勝本	織田	村岡	三輪	千賀	森嶋
中西	平井	難波	井上			

明治四十一年七月廿五日決定  
第一 総長兼任ヲ拒ムコト  
第二 舞戻ヲ断ルコト

第三 各分科大学ヨリ委員ヲ撰出スルコト總長ニ兼任辞職ヲ忠告ス

第四 総長候補者ハ大学教授ノ内ヨリ適任者ヲ推薦スルコト  
第五 総長ハ同時ニ教授兼官タルヲ得ルコト  
第六 総理大臣及主務大臣ヘ事情陳述ノ為メニ委員ヲ派遣スルコト  
第七 交渉ノ方法ハ委員ニ全權ヲ委スルコト

新総長任命迄經理会ヲ開カサルコト  
ノ約束ヲナセリ

甘九日朝九時田辺着京ス  
廿九日前十一時文部省へ出頭シテ田辺千賀中西ヨリ大臣ニ説明ヲ

委員長 村岡

明治四十一年七月

三十日朝

田辺ハ奥田氏ヲ訪フ

帰途真の氏ヲ訪ヒ帰宅委員ハ打合ヲナス

任総長ノ義ハ既ニ文部省ニテ委員ノ者ニモ話タル故ニ休  
課中ニハ所分スルコトニ決セリト云ヘル故ニ最早帰京シ  
デモ差支ナカラン

三十一日朝

田辺千賀両人自白山県公ヲ訪フ

両人「大學總長兼任ノ不都合ヲ論シタルニ山県公ハ全ク

同意見ナリ

両人「更ニ岡田氏ノ大學總長ノ器ニ非ズシテ紛擾ヲ生ス

ル実際ヲ述ヘタルニ

山県公ハ余カ引受ケテ兼任解カスル様ニ文相二人ヲ以テ  
申述ルカ直接ニ申述ルカスル故ニ引受テヤルト云ハル

三十一日

文部省ニテ委員会合セシニ文相ハ出勤セズ〔マヨ〕固テ千賀氏文

相邸ニテ此日昼懇話ス

明治四十一年

八月一日 委員四名村岡田辺千賀中西文部省ニテ大臣ニ面会談話ス

(別紙参照)

是ニテ一段落ニ付中西ハ八月一日夜発帰西

村岡ハ八月二日朝発足

田辺千賀ハ八月三日朝発足帰西ス

八月一日朝

田辺千賀両人山県公邸ヘ出頭シ公より左ノ話アリシ

「一昨日小松原文部大臣及桂總理大臣ニ次官ト大學總長  
兼任ノ不宜次第ヲ述ヘ且ツ岡田次官ノ人物評モ加ヘテ速  
二兼任解除ヲ可トスル旨ヲ述タルニ小松原文部大臣ハ兼

4

京都帝國大學總長兼任問題

明治四十一年七月

明治四十一年七月廿七日午前九時半村岡難波森嶋織田ノ四人總長ヲ  
訪問談話ノ要領左ノ如シ

四人「總長ノ兼任ハ大學ノ体面ニ関シ、事務ノ渋滞ヲ來スノ恐アリ  
テ内外共ニ其不都合ナルヲ感シ居レリ殊ニ學内ノ總長ニ對スル不平  
ハ今日ニ起レルニ非ズ唯總長ノ面目ヲ尊重シテ今日迄自ラ抑ヘタル  
事情ナキニ非ズ然ルニ今回ノ兼任ハ總長赴任當時ノ抱負及平生ノ言  
責ニモ反シタルコトナレバ勿論已ムヲ得サル事情ヨリ生ジタル一時  
ノ事ナリト思ハルサレバ此際自ラ兼任ヲ辞セラル、トキハ極メテ円  
満ニ運ヒ御互ニ満足ノ結果ト為ルベシ過日兼任ノ辭令發表セラル、  
ヤ同僚期セズシテ相会シ四拾余名ノ意向皆一ナルヲ以テ我等ハ事一  
日ヲ緩ウスルノ不可ナルヲ憂ヒ總長ノ帰任遲シト待受ケタル次第ナ  
レバ好意上此事情ヲ陳ヘ總長ノ処決ヲ促カサン為メ今日參上シタリ  
總「兼任ノ事ハ元来已ムヲ得サル事情ニ出テ固ヨリ一時ノ事タリ初

メ当大学ニ赴任スル際モ先輩ノ勧告已ムヲ得ズ承諾シ敢テ微力ヲ以テ任ニ当リタル事トテ自ラ其器ニ非サルヲ恐レタルニ今回ノ内閣ノ更迭ニ際シ又次官就職ノ事ヲ勧告セラレ再三辞シタルモ遂ニ強要セラレタリ然ルニ總長ノ後任ニ関シテハ昨年甚因難ヲ感シタルコトモアリ今回モ急ニ適任者ヲ見出シ難クサリトテ一日モ管理者ナキヲ得ズ且自ラ多少ノ計画ヲ為シタルコトモアレバ適任者ヲ得ルマデ一時兼任スルコト、為レリ故ニ兼任ヲ辞スルコトハ諸君ノ忠告ヲモ待タズ自ラ期スル所ニシテ余ニ取リテハ忠告ハ蛇足ヲ加ヘタルモ同シ

四人「御事情ハ我等ノ諒トスル所、然レドモ後任者ノ定マルヲ待タバ昨年ノ歴史ヲ繰返スコト、為リ在尋日ヲ経ルニ至リ大学ノ体面上利益上益々悪カルベシ我等ハ外部ヨリ後任者ヲ得ルコト到底困難ナリト信スル故、此際ハ寧ロ学内ヨリ推薦シ一致協力シテ之ヲ補助シ以テ我大学ノ発展ヲ期スベシ此事ニ関シテハ衆心期セズシテ一致セル様思ハル

総「学内ヨリ推薦スル事ハ主義トシテ賛成スルトモ果シテ現在適任者アルカハ疑ハシ仮令多数ノ推薦ニ出ツルモ大臣ハ直ニ之ヲ採用スルコト能ハズ

四人「總長任命ノ事ニ關シテハ大臣ノ職權ニ帰スルコトハ勿論ナリ然レトモ若シ同僚殆んど全体ニ推服スル者アラバ大臣モ其意向ヲ重シテ後任者ヲ定ムルコト大学ノ為メ幸ナリ但問題カ自然遷延スルコト、為ラバ益物議ヲ盛ニスベシ今日大学ニ對シ彼此風評アルニ当リ更ニ物議ヲ生スルコトアラバ誠ニ大学ノ為メ悲マサルヲ得ズ故ニ急ニ後任者ヲ得サル以上ハ不体裁ハ同シク不体裁ナルモ直ニ總長ノ兼

任ヲ解キ去年ノ如ク總長事務取扱ヲ置カレタシ物議ヲ生シテ紛擾ヲ暴露スルカ如キコトアリテハ總長ノ名譽ハ勿論、大学ノ面目ニ関スルコト大ナリ我等ハ此結果ヲ恐ル、カ故ニ仮令一時總長事務取扱ヲ置クモ一日モ早ク兼任ヲ辞サレタシ

總長「今更事務取扱ヲ置クハ不賛成ナリ兼任ノ令発セラレテ未タ日ナラズ又之ヲ止メ事務取扱ヲ置クトアリテハ隨分不体裁ナリ當局者ニ於テモ之ヲ是認スルコト能ハズ兼任ト云ヒ事務取扱ト云ヒ何レモ一時ノモノナレバ彼ヲ廢シテ此ヲ置クハ無意味ノ事ナリ

四人「理窟ハソレニ相違ナキモ人ハ感情ニ支配セラル、コト隨分アルモノニテ内外共ニ總長ノ兼任ニアキタラザル結果、期セズシテ今日ノ事ト為リタリトセバ尚此上ニ兼任ノ日ヲ長クセバ如何ノ問題ヲ出来スルカモ知レズ我等ハ之ヲ憂フルカ為メニ事務取扱ヲ置クヲ勝レリト信ズ

総「余ノ一身ノ名譽如何ハ關スル所ニ非ズ唯願クハ諸君ノ行動ヲ謹マレタシ此一事ハ他ノ同僚ニモ伝ヘラレタシ

四人「貴意ノ在ル所ハ之ヲ諒セリ我等ハ行動ヲ謹マンカ為メニ今日參上シタル次第ナリ免ニ角兼任ノ不可ナルコトハ總長モ自ラ認メラル、所ナレバ一日モ問題ノ解決ヲ早クシタシ仮令物議紛生セストモ人心懈怠ノ機ヲ作ルハ不可ナリ

總長「御忠告ハ謹テ感謝ス諸君ノ所思モ我所思モ大体ニ於テ同シ唯ト、為ラバ益物議ヲ盛ニスベシ今日大学ニ對シ彼此風評アルニ当リ更ニ物議ヲ生スルコトアラバ誠ニ大学ノ為メ悲マサルヲ得ズ故ニ急

同志者姓名

(医)

(法)

(理工)

5

明治四十一年七月廿九日田辺中西千賀三名文部省ニ於テ大臣ト談ス  
三人先ツ京都ニ於テ総長兼任辭職忠告ニ至ルノ手続ヲ述メ且ツ織田  
氏認ノ報告ノ内容ヲ話ス仍テ大臣トノ応対ノ大要左ノ如シ

(一) 次官ニ兼ルニ總長ヲ以テスルハ特ニ遠隔ノ地ナレバ到底出来難キ  
事ナラン○大臣曰ク實際出来難キ事実明白ニナラバ勿論兼官ヲ罷  
ムベシ然シ尚事実ヲ発見セズ岡田氏モ一旦ハ次官ヲ為ルヲ辞退シ  
タルモ終ニ之ヲ承諾シ又兼官モ出来サルコトハナシトノ意見ナリ  
シカバ其儘ニ為シ置キタリ兼官ハ固ヨリ永久ニ続ケル目的ニアラ  
ズコトハ目下休課中デモアリ別ニ事務ニ差支ナカラん

(二) 兼官ヲ罷メテ事務取扱ヲ置キタル方宜シカラズヤ○大臣曰ク事務  
取扱ハ總長ノ病氣等ノ為メニ置クハ當然ナルモ總長ヲ罷メテ置ク  
ハ宜シカラズ且今直ニ兼官ヲ罷メテ事務取扱ヲ置クハ朝令暮改ノ  
議アリ

(三) 岡田總長ノ態度ハ平素教授ノ多数ニ不服ノ所多シ故ニ竊ニ転任ヲ  
希望シ居タルニ却テ兼官ト為リタルニ就キ处处々反対ノ声益々激シ  
ク為リタル次第ナリ若シ此儘ニ捨置ク時ハ新ニ衝突ヲ生シ紛擾ニ  
紛擾ヲ重ル様ニ為リテハ大學ノ為メ宜シカラズ○大臣云ク紛擾ニ  
紛擾ヲ重ル様ニ為リテハ文部ニ於テ無論打捨置ク訳ニ行カズ然シ  
大學教授ハ小供ニアラザレバ感情ニ流レテ輕舉ノ事ナキ様希望ス

(四) 岡田總長ハ勉強家ニハ相違ナキモ大學ノ總長ニハ適セズ中學校長  
位ニハ適シタル人物ト思フ總長ハ中学ニ臨ム態度ヲ以テ大學ニ臨  
マル、故ニ衝突ヲ生ス故ニ今マデノ惡感情ハ姑ク抑ヘルトスルモ

松本文

此外不不同意者ト認ムルモノニ三名アリ  
此外ハ夏期休課中ニテ出張中ノモノナリ

新ニ続々衝突ヲ生スルヲ如何セン早ク兼任ヲ罷メテ事務取扱ヲ置カル、ニ若クハナシ且總長ハ毎日八時ヨリ出テ晩方マテ大学ニテ事務ヲ取ラル、ヲ得意トセラレ居ラレタルニ今ハ一週一日ノミ大学ニ出勤セラル、トハ前後言行ノ矛盾スルトコロアリ此ニ就テモ反対ノ声アリ〇大臣笑フテ云ク「一日丈ケテモ八時ヨリ出勤スルナラン」

6

拜啓陳ハ今朝六時当地着此日山県公ハ留守ナル故ニ同邸ニ参り過日來配意ヲ受タル礼ニ参堂セル旨ヲ申置直ニ浜尾總長邸ニ参リ三時間斗リ種々ナル談話ヲ致候其要點ハ

田「此度東京ニ参リタルハ叔父病氣ノ見舞之為メニテ幸ニ一命ニハ

関セズ抑既ニ御聞及ナランガ先般来京都大学總長問題ニテ各分科大學ヨリ委員出京セリ當時小生モ其一人ニテ當時御尽力ヲ願度ト存シテ居リシガ北海道御旅行中ニテアリシ故ニ山県公文部大臣等之間ニテ一應急ノ問題ハ決セリ今日ハ其當時及以後之事ヲ御話之為メニ參上セリ

田「嘗テ久原氏總長事務取扱ヲ致シテ居ラル、時ニ伊藤氏ガ此予算通過セザレバ辞スルトノ話アリシ事ヲ耳ニセリ其外ノ事ハ今回ノ事ニ付医科選出ノ委員ニ聞タレドモ何モナキ様子ナリ小生ハ伊藤氏ニ直接ニ話ヲナシタル」「ナシ」

浜「医科ヨリモ委員が出テ其事ニ何モ話ガナケレバ多分予算ノ時ノ問題ノ誤聞ナラン東大ニテモ予算問題ノ時ハ辞職ノ話ハ付物ナリ

田「荒木氏ハ小生親クスル人ナリ委員会合ノ席ニテハ今回ノ事皆贊成ナリシガ其後不贊成トノ事ヲ医科ノ委員ノ人々申送タリ委員中西氏東上ノ時ハ「荒木モ此事ハ贊成ダカラ上京シテモ宜シキガ京都ニ捨置兼ル用務アリテ出ラレズ」ト荒木氏ノ口上ヲ述ヘラレタル次第ニテアリシ其後或ハ「コッホ」博士歓迎会ニ又直ニ満州ニ出発サレタルニ付今ニ其後ノ様子ヲ知ラズ小生ノ考ニテハ久原氏總長トナリタレバトモ直ニ辞職スル様ナ事ハナカラン

浜「荒木氏ノ人トナリヲ知テ居ル多分辞スルナゾ云フ事ハナシナル事ヲ述ヘ又上京當時ノ模様ヲ話シ帰西後ハ各分科大学ニ於テ教

授ノ会合ヲナシ外部ナレバ山川氏内部ナレバ久原氏ヲ推スコトニ一決シタル事ヲ話シ充分尽力セラレンコトヲ希望シタリ政府ニ於テモモハヤ岡田氏任命ノ如キ過失ハ再ヒセザルベキト確信シテ居レドモ新聞ニ真野氏土方氏等ノ話ナト記載アルト幾分好キ心知セズマサ力政府ニ於テモ如斯人ヲ任命スルコトハナカラント思フ

浜「岡田氏ヲ異ニ總長ニ任命シタル故ニ此回モ右様ナ事ヲ云フモノアルナラン久原氏總長ニ任命サルレバ荒木伊藤氏ナゾ辞スルト云フ話アルガ如何ナル様子ナルヤ

其外京都大学一般ノ事及法科大学ハ最早改良ニ進ミツ、アル次第ヲ  
述ベ政府ニ於テモソンナニ心配スルニ及ハザル事ヲ話シ大学全体ニ  
目ヲ付テ其進歩平和ヲ必要トシ昨年岡田氏任命ノ前トハ今日ハ大ニ  
趣ヲ殊ニシ今ヤ全大学大ニ一致シテ今回ノ問題ノ如キモ其期成ノ為  
メニ連帶一致記名スル様ナル次第二ナリト云フ様ナル事柄ヲ説明シ  
テ置キ此問題ニ付充分尽力セラル、様ニ願置キ山川氏ヨリ外ノ人デ  
ハ六ヶ敷事モ能ク述置タリ

浜尾氏ノ話ニテハ久原氏任命ニ付最モ心配ナルハ医科ノ不同意アリ  
トノ事ヲ聞及テ居ル模様ニテアリシ千賀氏ヨリ文部大臣ニ送書アル  
ナラバ此点能ク御注意ヲ乞フ

又小生ハ岡田氏ハ何故力箇人トシテ久原氏總長任命ニ快カラズ思フ  
様子アリト浜尾氏ニ申述置タリ其所以ハ小生モ知ラズト述タリ  
当地ニ於テ尚他ニ訪問之場處ニテ聞得候事アラバ御報可申上候右不  
取敢草々頓首

八月三十日

田辺朔郎

村岡範為馳殿 座右

八月三十一日前六時

兩度之御手紙正ニ落手扱又電報拝讀致候ニ付夜分再ヒ浜尾總長邸ヘ  
参リ帰宅ハ十二時前ニ相成候故今朝早々認一筆差上候事ニ致候第二  
回ノ御書面「現ニ居ル人残ラズ」ト御記入アルモノヲ浜尾氏ニ示シ  
大学内一致シテ居ルコトヲ委敷説明シ荒木伊藤氏ハ不在ナル事モ話

シ事情ヲ解得タルヲ待チ更ニ貴官ヨリノ電報ヲ示シ如何ナル御見込  
ナルヤト尋出候処

浜「或ハ岡田氏ハ交渉シタルヤモ知レズサレドモ同氏ノ云フ事行ハ  
ル、ニ限ラズ余ノ見込ニテハ實際ニナラヌ

右ハ話ノ要点ナレドモ尚ホ久原氏總長トナレバ荒木伊藤氏ハ或ハ辞  
シハセヌカト云フ様ナ事ヲ云フモノアリ然シ先刻来ノ話ヲ聞テ大ニ  
安心シタト云フ模様ニ候

右ハ電報ニテ不取敢御返事申上候事ヲ委敷認候迄ニ候書面充分ニ意  
ヲ尽サズ候

折又先便申上候通り富井氏トハ是迄一二回ハ話ヲ致シタル事アルヤ  
モ知レズ候得共免モ角懇談致候事ハ六ヶ敷候故ニ此義ハ他人ニテ可  
然人ニ御依頼被下度浜尾氏見込ハ前述ノ通りナレドモ尚ホ富井氏ヘ  
モ適當ナル方法ニテ聞ヘ居リ候事必要ナリト存候左候ハゞ御地ニテ  
宜敷御考被下相願候草々頓首

八月三十一日

田辺朔郎

村岡範為馳殿

小生壱両日当地近傍旅行致度一丂當旅宿ニ帰リ再ヒ壱両日旅行ヲ  
致シテ帰原致度ト相考居候御用之次第八当旅宿宛ニテ御申越被下  
度候

拝啓陳ハ昨日塔之沢ニ一泊致シ今朝小田原ニテ山県元帥邸ニ参候山

村岡範為馳殿

県公ハ八月上旬ニ小田原ニ被参候故ニ其後之事ハ承知致シ居ラレズ  
夕刻帰京致候處文部大臣ヨリ話度故ニ来ル様ニト被申越候ニ付夜ニ  
入り不二見町ノ私邸ニ参候處話ノ要点ハ先刻同邸より帰途電報ニテ

御報申上候通り

菊地（マサキ）ニ御裁可アツタ

トノ報告ニ有之候此事ニ与リ居ラレタルハ總理平田浜尾氏ニ候由ナ  
ルホド過日浜尾氏ノ語ヲ申上候通り「或ハ岡田氏ハ交渉シタルヤモ  
知レズサレドモ同氏ノ云フ事行ハル、ニ限ラズ余ノ見込ニテハ實際  
ニナラヌ」ト明白ニ言ハレタルハ此時既ニ菊地氏ニ決定シテ居リシ  
モノナラン文部大臣ノ先刻ノ話ニテハ「總長ノ事ハ京都千賀君ノ處  
ヘ通知スル訣ニモ行カズ御裁可ノ済ム迄ハ關係者ハ全ク他言セザル  
様ニセシ故ニ今朝御裁可ノ運ニ相成候故ニ直ニ千賀氏ヘ今夜發足上  
京致吳候様ニ電報ヲ出シタ未ダ返事ハ來ラヌガ多分出発セラル、ナ  
ラン」ト述ヘラレ菊地氏ハ第一流ノ人デアルカラ此上京都ニテ不穩  
ナル事ノナキ様ニ希望スル旨千賀君モ追テ出京セラル、可ク尚同氏  
ヘモ依頼スルト被申間候右等ノ事ハ前以テ話置度事ナレドモドーモ  
其運ニ至リ難シトテ其断リヲ申居ラレ候尚又山川氏ハ如何程依頼シ  
テモ断ジテ就任セズトノ事ニ被申候又岡田氏ハ菊地氏ノ推薦セシニ  
非ズト被語候是ハ事実ナルベシ  
不取敢一筆申上度草々頓首

九月一日

田辺朔郎

7-1 (原文は横書き、傍線は原文では下線)

九月一日

田辺朔郎殿

昨卅一日再度ノ御書状拝誦種々御尽力之段奉謝候。井上氏ノ手紙御  
落手ト存候同氏より富井氏ニ送リタル書ニテ多分其方ハ確ト存候  
(突然デナント云フ事丈ケハ)。併シ他ノ候補者ニ付キ突然ヲヤル  
カモ斗ラレズ是ハ予防ヲ要スト存候。公然ノ相談ハ大臣トシテ為シ  
得ザル事ト存候間相談シ安スキ方法ヲ此方ヨリ持掛ケルガ宜シト存  
候、例ヘバ大臣ガ貴君ニ内意ヲ漏ス如キ是ナリ、兎ニ角先ツ難波氏  
ヘ御面会ノ上同氏ヘ連署等ノ事情ヲ語リ大臣ヘ同行シ突然ハ行カヌ  
ト云フ事御咄願上候(唯今井上氏ト相談ノ結果ナリ)。

難波氏ハ富井氏ト甚懇意ナルベシ御同行被下候ヘバ結構ト存候。  
千賀氏ハ大坂朝日ノ富井ノ記事ハ大臣ガサクリヲ入レタルニ非ズヤ  
ト云ヘリ。同紙ハ大臣ノ機関新聞ナル由、若シ彼ノ記事ニ就キ黙過  
セバ他人ニテモ突然ガ出来ルト云フ考ヘニテ京大ノ氣勢ヲ試験スル  
ニハ非ザルカト。

千賀氏より大臣ニ、伊藤荒木ガ辞職スル虞ハナシト申送レリ。是モ  
充分御申述被下度。昨日モ申出之通り我等(森島、千賀、井上、村

電報にて千賀君出京之由承知御待居候

(岡)ノ考ニテハ此件ハ全ク次官ガ久原ニ反対スル為メノ策ニ違ヒナシト存候。

其後山県公ノ方ハ如何哉誠ニ御苦勞ナガラ出来ル丈ヶ御尽力願上候。当方ニテハ今ノ處如何トモ致方無之。難波氏ノ宿処念ノ為メ再記ス。

神田連雀町十九番(十八番トモ云フ)

佐々木利助旅館

難波正

村岡範為馳

難波正

7—2 (原文は横書き、傍線は原文では下線)

八月廿九日夜

唯中西森島氏來訪アリ次ノ署名書ヲ持參アリタリ

浅山 和辻 速水 今村 加門  
岡本 中西 森島 猪子 高山  
猪松岡氏ハ手術中ニテ署名ヲ得ザリシモ賛成ナリ

是ニテ京都ニ現ニ居ル人ノ署名ハ残ラズ相済ミ候(法医文理工残ラズ)

田辺朔郎殿

村岡範為馳

9—1

明朝井上氏ノ處ヘ持參ノ積リナリ、尤モ連署書小生預置キ候。度御坐候又千賀氏より尊台ニ上京致す重ねてすゝめくれ候様申残し

謹啓愈御清穆奉賀候陳者京都へ御帰任前御面会申上度義有之候ニ付御都合ニより今晚又ハ明朝又ハ其他之時間ニ於て宜敷候間一寸電話ニテ御申越之上御来処被下度旨小松原文部大臣申居られ候ニ付小官より此旨申上候

敬具

九月一日

田辺博士殿 侍曹

赤司鷹一郎

8—2

謹而一筆啓上仕候大暑之時節益御機嫌克被為在大慶至極ニ奉存候。此度ハ毎々參堂種々御配意ヲ蒙候義難有候御蔭を以て諸事都合好ク解決候事全ク閣下之御配意之賜として一同感謝罷在候此程京都ニ帰着候間右不敢御礼迄

山県公爵殿

両名

千賀

田辺

置かれ候間是又附て申上候

事ニ候從て村岡氏より昨日午後差上候手紙と御対照緩急可然御取捨  
被下候て宜敷事と奉存候

頓首

井上密

頓首

村岡尊台  
井上密

九月一日  
田辺尊台 侍史

井上密

9—2

拝呈村岡殿宛御手紙及電報等拝見致候不日小生より富井博士ニ宛貴  
台京都大学総長後任之件新聞紙等に相見へ居候が事実なれば御引受

確定前に京都大学の事情一応申上へき必要有之候間事実御内報有之  
度旨手紙差出置候又右当地の内情至急御聞取の必要有之候得は田辺  
朔郎氏宗十郎町仁木屋に止宿中に付き同君に就き聞取有之旨通知致

置御坐候要するに当地ニ於ての決議之次第も有之候得は例令富井氏  
たりとも突然任命有之候上ハ決議之旨意ニ本つき一方ハ文部一方ハ

新総長其人ニ抗議を申込む必要有之山川久原二氏以外なれば確定前  
ニ文部省より教授一統か又ハ其内の数人ニ問合せ候必要有之事と奉  
存候富井氏突然確定候節此の如き抗議申出候ハ小生等從来富井氏に

対する情誼上又富井氏の面目の為めにも甚た不面目候故円滑ニ事を  
決する為め是非前以ての当地へ交渉文部より有之候様致度御坐候富  
井氏ニ御面会之節ハ此点特ニ申述置被下度候富井氏ハ浜尾東大総長

とハ極めて親密の関係ニ候間尊台より申述へ難き事ハ浜尾氏より御  
紹介カ又ハ直接同氏より御話相願ひ候ても宜敷かと奉存候先ハ取急  
き右申上置度如是に候以上ハ千賀森嶋兄等と昨夜遅く相談決定致候

9—3 (原文は横書き)  
八月廿九日  
田辺朔郎殿

今朝は誠ニ御苦勞様御景ニテ都合能参り候小生一人ニテハ真ニ危力  
リシ!

其後文科ノ方ガ先ニ方付キタリ、即チ在洛ノ人四人ハ皆署名セリ  
(狩野、松本文、小川、藤代)。

森島中西氏ハ十一時頃ニ來訪アリタリ、丁度文科ガ済ミタル後ノ事  
ナレバ医科モ多分好成積ナラント察シ候。右御報知迄。

東京ノ方向分宜敷願上候。

村岡範為馳

10

△昨卅日ノ大坂毎日ノ記事ハ既ニ承諾シタトモ読メル様ナル書  
方ナリ

拝啓富井氏ニ閑スル御返電ヲ千賀氏ニ示シ候処同氏ハ矢張リ貴君ガ一応富井氏え御面談アラン「ヲ希望セラレ候実ハ昨日此義ニ付千賀井上小生三人ニテ相談セルニ同氏ナラバ法科教授会ニテモ或ハ承認スルヤモ斗ラレズ又理工科ニテモ相談ニ掛ケタラ承認モ難斗ト小生モ考ヘ候ヘドモ（文、医ハ無論歓迎ナランカ）左ノ事ヲ同氏へ充分承知サセ置クノ必要アリ

一、若シ承諾セラル、ナラバ充分京大内部ノ事情ヲ承知アリタシトテ今日迄ノ成行ヲ述フル」

二、殊ニ候補者ノ如何ニ拘ラズ先ツ京大ノ意見ヲ問ヒ（諸教授ニ謀リ）タル上ナラデハ連署ノ件モアリ逆モ落付ザルヘシ、必ス先ツ辞職勧告ト出ルヘキ事

三、其他御氣付ノ事○法科ハ自治論ニ付富井氏ニテモ教授ヲ兼不民

法ヲ受持テバ宜敷ト云ヘリ併シ両氏トモ先ツ來ヌ方ヲ望ムラシ

右ハ唯注意ノミニニテ談ノ仕方ハ如何ニテ勿論貴君ノ法寸ニ任シ候吉川龜次郎氏帰洛アリ曰東京ニテ人ノ言フ処ヲ聞クニ次官ハ宣誓式ニ臨ミ經理会モ開キズル、ト長居ヲスルラシト、又曰經理会ハ総長ノ権内ニ在ル者ニ付大臣ガ經理会ハ新總長ニ開カスベント云ヒタレバトテ現總長ハ之ニ從フノ必要ナシト又曰去十二日（十一日？）某氏吉川氏ニ言テ曰余ハ今次官ニ面会シタルニ次官曰今日ハ京大ニ

テハ總長予撰会ヲ開ク筈ナルガ今頃其最中ナラント

是迄書キタル時森島氏來訪医科ノ追連署ヲ持參アリタリ、又同時ニ富井氏云々ノ又浜尾氏云々貴書到来セリ森島氏曰荒木伊藤ノ辞職云々ハ万無之ト信ス、尤モ學長モ院長モ既ニ年数立チタル事ナレバ

之ヲ辞スル事位ハナシトセズ併シ教授ヲ辞スル事位ハナシトセズ併シ教授ヲ辞スル「ナキハ幾ト保証シテ宜シ、其ヨリ連署ノ方ガ文部ニ取リテハ大事ナラン又曰荒木伊藤ノ職辭云々ハ次官ガ吹聴シテ大臣ヲ強迫スルナラント○森島氏今ヨリ千賀え大臣へ書状ノ相談スル苦ニ御坐候○又富井氏ヘハ井上氏ガ関係深キ事故手紙ヲ以テ当地ノ事情ヲ陳述スル方宜シカラシカランカ是モ森島氏ガ同時ニ相談スル通知セリ未タ御面会ナキヤ何分此上モ御尽力願上候拝具

八月卅一日

田辺朔郎殿

村岡範為馳

11-1

拝啓御約束之通昨日小松原氏ニは書留郵信を以て注意書を送り又本件若し閣議に係る等之節参考之一具ともなさんと思ひ大浦氏ニも一書を送り置候條御同行之内にて大浦氏ニは真相詳細開陳相成候事必要と存し候右得意度勿々敬具

七月廿九日

国道

田辺賢契

大浦氏ニハ可相成ハ同氏相知之人御会晤宜シカラント愚考仕候

11-2

外加  
四十九名

芳墨拝誦益御清穆奉恭賀候陳は此度拙生文部之重任を辱フシ恐悚之至ニ不堪候此重任を全フセント容易之業ニ非ス偏ニ政友之御援助所希ニ御坐候扱又京都帝国大学総長兼任一件ニ付縷々御意見御示被下懇篤御示教之趣難有奉感謝候右は全ク一時不得已ニ出候義ニ有之候間其内適當之後任者選定可成速ニ兼任を解き候様可致心算ニ御座候先日來上京相成居候教授諸氏も大要右之趣相話大体意思疎通致し候事と相信申候何卒宜敷御高配奉願候尚今後御心付之廉御坐候ハ、何卒無御伏藏御注意被下候様願上候先ハ右御答迄如此御坐候草々敬具

八月一日

英太郎

北垣老闘

八月廿八日

我等ハ囊ニ本大學總長ノ後任トシテ学外ヨリハ山川健次郎氏学内ヨリハ久原躬弦氏ヲ推薦セリ故ニ當局者ニ於テ我等ノ意思ヲ重ニセズ両氏以外ニ突然後任者ヲ定ムルカ故ニ事ナカラシコトヲ望ム我等ハ此希望ヲ貫徹センカ為メ一致ノ行動ニ出テンコトヲ期ス

明治四十一年八月

千賀鶴太郎

織田萬

田辺朔郎

井上密

九月五日 千賀氏ト大臣トノ話

大臣「何故ニ千賀氏ノ書面ニ返事セザリシヤハ友人ノ交情トシテ不都合ナレドモツマリ教官全躰ニ付評議スルノ例ノ開クハ如何アルベキヤ其善惡不明ナリ寧口善クアル間敷哉

菊地推薦ハ秘密ナリ次官ハ知ラズ問題ヲ成立セシムル為メナリ

「菊地氏ハ岡田氏トハ遣方相異アリ寧口岡田ト反対ニテ諸君ト意思充分ニ通ズルヲ得ルナラント信ズ又京都大学ノ人ノ推薦シタル人ヲ

九月五日

連署者会合

井上密氏説明「田辺ハ上京シテ連署問題及其後ノ様子ヲ聞ク事ニセリ田辺出発ノ翌日新聞ニ富井氏云々決定云々新聞ニ見ヘタリ依テ事情ヲ富井氏ヘニモ通シ又事実ヲ知ルコトヲ依頼サル又井上氏ヨリモ富井氏ニ其事情ヲ書面ニテ送ル「九月二日文部大臣ヨリ千賀氏ニ今夜氣車ニテ上京アリ度ト申来ル千賀氏出発前ニ委員ノ一部会合セリ此時新聞社ノ人ハ菊地氏<sup>マダ日本</sup>ニ決定セル由電話ニテ申越タリ千賀氏上京問題ハ決定報告カ或ハ交渉ナルヤ未決ナリシガ千賀氏ハ大臣ニ面会ノ時大臣「總長決定ハ大学ニ相談スルコトノ例ヲ開ク如何ハ考テ前以テ聞合セズ又菊地氏ハ専断ニ出ツル非ズ岡田氏ノ推薦ニモ非ズ全ク総理、浜尾、平田大臣ノ四人ノ外ニハ知ルモノナシ」連署問題如何ニ解決セントスルヤ諸君御考ヲ願フ云々

総長ハ七日午後発八日朝着トノ事石川氏ノ話ナリ

排シタルニ非ズ菊地氏ハ第一流ニテ満足ナルモノト思フ

四十一年八月十二日

千賀「岡田ハDespotic」チ不宜菊地ハ其意ハ如何可得出来丈ヶ衆議ヲ入レラレ度シ

大臣「相談セサル故ニ排セラレテハ不宜其模様ヲ見テ専断ヲ用フル事ナレバ其時排シテモオソカラズ

千賀「重大ノ事ハ評議会ニ議セラル、ヲ望ム

大臣「其通リスル人ナラン

千賀「其通りセザレバ排スル事トナラン

14  
八月三日  
中西ヨリ委員へ報告

八月五日 委員会ニテ東上中ノ報告及総長後任者ニ付相談  
此時迄ハ文科大学ヘハ相談セザリシガ此日初メテ文科ヨリモ委員ヲ  
出スコトニ交渉セリ（松本文三郎氏ヘハ村岡氏ヨリ前ニ話アリタレ  
トモ

又文科ノ人ニモ後任総長問題ニ付異議アラバ出席セラレ度ト申送ル

文部大臣小松原英太郎殿

村岡。千賀。中西。田辺。

拝啓先般京都帝国大学総長之義ニ付学内ノ事情具申致し其後帰学之上後任総長之人選ニ付各分科大学諸教授相会シ種々協議致候處京都  
帝国大学以外ヨリ総長ヲ迎フル事ニ致セバ山川健次郎氏以外ニハ適  
任者ナク山川氏ハ多分辞退セラル、事ト存候若大学内部ヨリ出スヨ

リ外ニ致方無之内部の人ニ就キ協議ノ結果トシテ久原躬弦氏ヲ推薦

スルコトニ議決致候ニ付文部省ニ於テハ山川久原両氏ノ中ニ就キ御  
詮議被下就レカニ速カニ御決定被下候様ニ切望致候但シ久原氏総長  
ト成ラレ候事ニ御決定相成候ヘバ明治三十八年十二月松井直吉氏之  
例ニ倣ヒ教授兼任総長ト相成候様奉願候久原氏兼任ニ無之候テハ承  
諾無之都合ニ御坐候此段併テ御含被下度云々

八月六日  
松本亦 藤代 小川 内田 狩野

八月六日  
法科教授一同昨朝会同總長新定委員ニ相談致候處外部ヨリ迎ヘント  
スルモ且下適當ノ人ヲ難得ノミナラズ或ハ意外ノ人而モ我々不本意  
ヲ押付ケラレ候恐モ有之候得は此際寧口内部ヨリ推ス事可然然し  
一新總長トシテ久原氏ヲ推ス事若シ委員会ニ於テ他ノ人ヲ推ス傾ア  
レバ再ヒ教授一同ニ斗ルコト

二総長任期ヲ先ツ三年トシテ重任ハ妨ナキ事（但シ委員会ニ於テ一  
年位の伸縮ハ便宜ニテ差支無之事）

三総長ハ自治ノ精神ヲ重スル結果事件ハ評議会ニ諮詢シ其決議ヲ重  
スルコト

ノ三条件ノ下ニ新総長候補者ヲ予定スルコト委員ニ一任スルコト

医科ニ於テモ本日會議有之旨森嶋氏ヘモ此事情相通候云々

八月七日

井上密

村岡尊台 侍史

八月八日 相談会

村岡博士ヨリ総長候補者選定ノ件ニ付相談スル旨ヲ陳ヘ諸氏ノ意見  
ヲ叩カレタルモ

従来ノ委員ニ委任スルコトニ決ス

三輪	河合	村岡	水の	新城	細木
吉川	大幸	田辺	二見	大藤	小川
日比	大塚	難波	青柳		

八月十日

法科ハ

(一)久原氏ヲ推スコト  
(二)任期三年（一年位ハ伸縮ヲ委員ニ任スコト  
(三)新総長ハ評議会ニ重キ事件ハ諮詢シテ其意見ヲ重スルコト  
(四)久原氏以外ヲ推スコトナレバ再ヒ評議ヲ附スルコト

医科

(一)久原氏ヲ推スコト（外部ニ適任者ナキ様ナレバ  
(二)任期三年  
(三)評議会ノ意見ヲ新総長ハ重スルコト  
附言三四ノ反対者モアリ

理工科

委員ニ事件ノ一切ヲ委任スルコト

文科

外部ヨリ適任者ヲ求ムルコト其人ニ就キ各自意見ヲ異ニスル事ア

ルベシ

八月十日議決

決議

外部ナレバ山川氏内部ナレバ久原氏ヲ総長ニ推スコト

久原氏ニ総長ノ任期ハ三年

自治ノ主義ヲ重スルコト

評議会ニ諮詢シ其意見ヲ重スルコト教授兼任スルコト

右ノ意見ヲ久原氏ニ相談スルコト

化字第何講座ヲ兼担若ハ分担トナシ久原氏総長ノ職ヲ退キタル時ニ  
於テ其講座ヲ担任シ得ベキ様化学講座担任ノ教授ニ相談スルコト  
此趣ヲ久原氏ニ通知セリ

八月十一日

出席

村岡 難波 田辺 森嶋 平井 松本文

千賀 勝本 三輪 井上

千賀田辺ノ二名昨夜久原氏訪問ノ結果ヲ報告ス

久原ノ意見ニ曰ク自分總長ノ職ニ就クモ實際化學ノ講座ヲ担任シ教授ヲ兼ヌルコトヲ希望ス任期三年ト云フ条件ヲ廢止スルニアラザレバ絶対ニ總長職ニ就クコト能ハズ

決議

久原氏ノ教授トシテ講座担任及任期希望承諾ス

但シ我々ニ於テハ任期ハ三年ナランコトヲ希望ス

八月十二日 理工科会

村岡 難波 田辺 小川 細木 河合  
大幸 水の 日比 新城 三輪 大塚

村岡君左ノ報告ヲナス

一十日ニ委員会ヲ開キ十一日ニ左ノ通り決定

外部ヨリナレバ山川健次郎氏内部ヨリナレバ久原躬弦氏ヲ教授

兼總長

一今日ノ大阪朝日新聞東京電話ニ真野文二氏ヲ京都大学總長ニ任命文部省之内定の由記載アリ若シ万一事実ニテ京都大学教授ノ意見ヲ問フ時ハ理工科大学ニテハ別ニ會議ヲ開カズ断ルコトニ決ス

15

八月五日

前文略

八月五日

一總長後任者推薦ノ事ニ付從来ノ委員ニ一任ノ事

一總長後任者ハ從来ノ委員ニ於テト決セリ若シ異論アラバ其意見ヲ述べラレタシ

文科へ交渉

一委員上京當局へ面談ノ上速ニ現總長ノ兼任ヲ解キ新ニ專任總長ヲ

置クコトニ決ス

一就チハ過日來ノ決議ヲ本ヅキ後任者ヲ推薦シタキヲ以テ文科ヨリモ此際委員ヲ選定シテ其評議ニ加ラレタシ

八月五日

16

四十一年十一月廿一日岡田次官九州ヨリ帰京スルニ付京都ニ立寄ラル、様ニ菊地總長ヨリ申入アリテ此日都ホテルニ同氏ノ為メニ一會ヲ催スコト、ナリ來会者大學教官五十二名ニ達ス

菊地總長起テ岡田氏ノ将来大ニ教育界政治界ニ為スアルベキヲ説キ又京都發足ノ時ハ京都ノ大學教官ト其際面白カラザルアリシカ其争ヤ君子ニシテ今ヤ多數ノ來会者アリテ融解何モ残サズトテ今後モ尽

力アランコトヲ希フ云々

岡田氏起テ不肖ニシテ大学總長ノ椅子ヲ冒シタルヲ恐懼ス云々ト述  
ベヤガテ余ニ大学ノ為メニ尽シタル功績ト見ルベキモノニ事アリ其  
一。ハ菊地總長ヲ後任トシテ推選シタル事其ニ。ハ後ニ憂患トナル  
ベキ事ヲ残サマリシ事ナリ云々

岡田氏ハ後任總長トシテ沢柳ヲ擬シタレドモ文部大臣小松原氏之ヲ  
決セザリシナリト文部大臣小松原氏ノ話ナリ

小松原文部大臣及浜尾東京大学總長モ總長後任ノ問題ハ山県、桂、  
浜尾、平田、小松原ノ外ニハ就レニモ相談セズ又意見モ聞カザリシ  
トノ話アリ

世間デハ後任總長ヲ菊地氏トセシハ小松原ノ手柄ナリト云フ評アリ

岡田氏話ハ真ナリヤ疑アリ或ハ（狼物ニハ非ズヤ）

17

田島「菊地氏〔マツダキ〕二多數ガ満足ナレバ之二腹従スル連署問題ハモハヤ末

ナリ

松浦「田島氏ニ賛成之ニ菊地氏ニテ宜シト加フ

井上「全体ニ付相談スルコトニ致度

田島「委員尽力ハ大ニ謝スルトコロ只菊地氏ニテ宜シトスレバ夫ニ  
テよろし

井上「文部省カ突然キメタガ不宜

何トカ文部省ニ申出ヲ要ス又菊地氏ニモ何トカ申出ヲ要ス

村岡「井上氏案ハ總長問題ト大臣問題トアリ總長問題ノ適否ヲ先ニ

セバ如何ナルヤ

田島「總長問題ヲ先キ〔セキ〕ゼン

鈴木「總長ハ惡シト云フ人アラバ先以テ申出ラレテハ如何此先ハモ

ハヤ焼ステ、ハ如何

戸田「總長ヘ此回ノ問題ヲ申出置度シ

勝本「連署問題ハ何ノ為ナルヤ

此時鈴木対勝本ノ話アリ

勝本「連署問題ヲ何トカ致度シ

戸田「問題ハニ問題ヲ分ツハ不宜

井上「總長ニ委員ヨリ申出ル話アリ即ハチ衆議ヲ重ンズルコト之ヲ

委員ニ任セラルレバ大臣ニモ申出ントス

千賀「井上氏賛成總長及文部大臣ニ申出ル」ヲ要ス

「森島山川菊地両人比例シテ今後總長問題ニ口ヲ出サヅル様ニ致度

トノ鈴木氏ノ話ハ不同意ナリ

村岡「總長ヲ受ケル様ナル事ニナレバモハヤ不同意ナケレバ

鈴木「各分科大学ニテ充分ニ申談度シ

井上「全体ノ事ヲ申出タシ今回ノ委員ヲ通ジテ

春木「新總長ニ申出テ聞入レザレバ如何ナル方法ヲ取ルヤ

千賀「菊地氏諸君ノ希望ニ添サレバ其時排シテ不遅ト大臣ト約束ア

田辺「總長ヘハ申入置クモノトスル千賀賛成所謂「差上置キ」ト云  
フ事ナリ

織田「差上置ヲ充分ニ説明ス

毛戸「千賀賛成

田辺「尚又岡田氏ノ解任事情ヲ説明スル「必要ナリ

松浦「注意モイラヌ程ト思フ

横ほり「菊地氏ニ対シテハ文部大臣ヨリ通シタルナラン故ニ菊地氏

二申ス説明ナシ

春木「条件トシテ注意ハ不宜尤モ条件トテモ強キ事ニ非ズ

二見「方針ハ如何質問セン

末広「何モ為サヌハ間違ナリ憶病スキタ」「ナリスル可キ事ハ為サム

ル可ラズ腰ヌケニ非ズ

何モセヌ「天屋」<sup>(アマヤ)</sup>松浦。横ほり

何カスル「ハ新シキ委員ニ任セズ旧委員ニ任スコト」一決定ス

大多数ニテ委員ニ委任スルコト

一致会ト称シ宣誓式後ニ開カン毎年記念ノ為メニ

〔三〕  
「一見委員へ謝礼ヲ述ア費用ハ我々負担セン

出席員ヨリ委員ニ謝辞ヲ述べ慰労会ヲ開クベキヲ述ア

田辺朔郎

二見鏡三郎

天谷千松

大幸勇吉

鈴木文太郎

加門桂太郎

新城新蔵

森嶋庫太

毛戸勝元

平井毓太郎

雉本朗造

岡村司

春木一郎

千賀鶴太郎

水野敏之丞

石坂寄四郎

勝本勘三郎

中嶋玉吉

跡部定次郎

井上密

織田万

織田万

今村新吉

末広重雄

浅山郁次郎

青柳栄司

細木松之助

神戸正雄

村岡範為馳

河合十太郎

金子登

三輪恒一郎

高山尚平

中西龜太郎

松本文太郎

松本文太郎

皆々署名ノモノ

小川琢治

藤代楨輔

戸田海市

特納直喜

田嶋錦治

松浦有志太郎

横堀治三郎

足太文太郎

四十一年九月五日出席ノ四十四人

18  
落書

啄岡田氏

僧侶時還俗

処士多脱俗

尊徳門下人

即有此入俗

夏目漱石著

(坊っちゃん)ト云フ小説アリ其中ニ学校騒動ヲ記載セルガ「赤シヤツ」トアダ名附タル人ガ陰険ナル手段ヲ弄スル處アリテ岡田氏ノ人格ニ似タリトテ京都医科大学ニテハ

岡田氏ヲ「赤シャツ」ト呼フ

京ニ帰リタルニ文部大臣より今夜面会致度ニ付来宅アル様ニト依頼書面到着シテ居レリ依テ其同刻ニ不二見町大臣私邸ニ行ク  
京都帝国大学総長ニ菊地氏(イマノ菊地)就任スルコトニ就テノ話ハ九月一日付村岡氏ヘ送書シタルモノニ詳ナリ

其後余ノ大臣ニ話タル「ハ如左

〔元來文部省ハ京都帝國大学ヲ誤解シテ居ルノミナラズ文部省ノ処置甚夕不都合ナリト信ズ只々文部省ノ方サヘ都合ヨケレバ他ハ迷惑シテモ閑セズ一例ヲ挙クレバ昨年入学生新ニ來ルベキ時ニ京都帝國大學ニテハ東京大学ノ落第生ノ入学スルハ不都合ナリト申出タルニ對シ文部省ハ受業開始後二週間以後ナルニ閑ハラズ十月一日ニ於テモ尚入学ヲ許可スベク命令ヲ発セリ是レ明ニ不都合ノ処分ト考フ而シテ昨年七月木下總長病氣ヲ以テ職ヲヤメタル時ニ当ツテ容易ニ後任總長ノ得ヲレザリシハ文部大臣(牧野氏)ノ処置甚以テ當ヲ得ズ先ツ在英ノ菊地氏ヘ電報ニテ聞合セタルニ同氏ノ断リアリテヨリ人ヲ以テ山川富井又ハ奥田氏迄モ聞合セタルニ皆断出タリ其時岡田氏ハ希望アリタルモ同氏ニテハト被考更ニ古市氏ニ問合セラレタリ此等ハ皆文部大臣直ニ奔走シタルニ非ズ古市氏ニ対スル如キハ野村龍太郎氏ヲ以テ内意ヲ聞カシメタリ大臣直ニ行キテ断ラレテハ面白力ラズト云フガ如キハ実以テ真美國家ノ為メニ尽力スルモノ、言ニ非ズ蓋シ昨年古市氏ニ任命アリシナラバ或ハ都合ヨク大学ノ統御ヲ得タラン之ヲ望マバ大臣自カラ古市氏ノ邸ニ就キテ斗ルベシ三顧ノ勞ヲ取ルベキ然ルニ大臣ノ不熱心ナル自カラ乞フ處ノ岡田氏ヲ入れテ總長トセリ岡田氏ハ必ズ大臣ニハ心知ヨク服従スベキモ同氏ハ学業

学職高カラズ（二十年卒業文学士）人格モ高カラズ統御ノオナク京  
都大臣ニハ先輩多シ安ソ大学ノ平和ヲ得ン是レ大臣トシテ國家ノ職  
務ニ尽スノ途ヲ得タルモノニ非ズト信ズ余ノ述ブルトコロ尤モナリ  
ト信セラルナラバ賛成ノ意ヲ表セラレ度又云フ處過アラバ希クハ教  
ヲ垂レ玉ヘ

「小松原大臣ハ余ノ言フ処実ニ尤モナリ今ヤ好總長ヲ得タルニヨリ  
充分ニ尽力アリ度シ

「田辺ハ是より京都大臣經營論ノ大体ヲ述ヘテ分袖ス  
時二九月二日午後十一時ナリ

20

明治四十年七月一日木下京都帝国大学総長依願免官  
久原理科大学教授総長事務取扱ヲ命セラル

十月十七日岡田良平大学総長ニ任ス  
十月廿三日着任

十一月三日岡田総長式日ニ出席セズシテ非難ノ声先ツ起ル

四十一年一月一日ニハ岡田氏ハ國許ニ帰宅シテ居リテ大学ノ式ニ出

頭セズ故ニ不信任ノ決議ヲナサント発議スルモノサヘアリ  
時ハ木下氏ハ病氣ヲ推シテ出席アリタル為メ二人氣一切岡田氏ヲ嫌

フニ至ル

岡田氏ハ尊大ニ構ヘ上ニハ阿リ下ニハイバル

岡田氏ハ眼中先任者木下氏ナキガ如クニ振舞ヒ居リシガ岡田氏ヘ辞

職ヲ勧告シタル後委員東上セント決スルヤ其壇人中西亀太郎氏ヘ  
岡田「大臣ハ総長ノ方ニ重キヲ重キ教授ヘハ重キヲ置カザル故ニ諸  
君ノ東上ハ無効ニ属スペク甚以テ氣ノ毒ナリ云々<sup>〔ト〕</sup>  
右ノ通リニ申置キテ直ニ平素不沙汰ナル木下氏邸ニ行キ

岡田「委員東上ハ何卒貴君ノ尽力ニテ之ヲ遮ルコトハ出来ザルヤ

ト依頼セリ

木下氏ハ今更如何トモス可ラザルヲ話ス

21

（新聞切り抜き　日付・紙名不明）

京大総長の任命

久しく行惱中なりし京都大学総長ハ二日午前愈よ菊池大麓男に決定  
し、同日発表せられたり、文部省と同氏との交渉ハ去月十五日に始  
まり、氏ハ小松原文相に面会の為め一旦避暑地より帰京し、翌々日  
避暑地に帰り爾來幾度か交渉を重ねつゝありしが、去る三十一日再  
び上京二日午前文部省に出頭して文相と最後の交渉を遂げ承諾の旨  
確答に及びたり

菊池男歓迎さる

教育界ハ一般に菊池大麓男が京都大学総長に任命せられしを以て同  
大学の為めに資するものゝ如し、尤も教育界の一部にハ山川博士を  
以て最適任者となす者なきに非ざるも、同博士ハ九州に於ける工業

学校の創立に關係あり到底京大総長たること能はざるが故に目下の  
処菊池氏を以て最適任者となすべく、殊に同氏ハ東京の浜尾氏同様  
嘗て文部大臣の位地にありたれバ、手腕以外、名望實日共に京大教  
授連を統御するに適すべく、京大ハ氏を得て始めて面目を一新し東  
大と拮抗するを得べしとて一般に氏の任命を歎迎し居れり

(大阪毎日新聞八月三〇日)

京大の二問題  
京都大学総長問題および狩野学長辞職に関し岡田文部次官は語つて  
曰く

△専任総長問題　余が文部次官として京都大学総長を兼撰するは  
甚だ重任にして到底之に堪へざるは文部大臣も之を諒とし廿五議會  
開会前に於いて専任総長を任命さるゝこととなり目下其人選中なる  
が適任者なきに大に当惑し居れり固より多士濟々の教育界なれば自  
ら総長を以て任ずる者あらんもさりとて當方より推薦せんとて之が  
相談を試みて拒絶され赤恥を搔きたることもあれば京都大学総長の  
人選は世間の想像以上の難事たり而して富井博士の如きは畢竟総長  
就任の交渉を拒絶せられたることあるも今は奮つて承諾せられた  
りとせば京大に取りては大に慶賀すべきことなりと信ず云々

△狩野学長辞職問題　狩野学長が久しう病を養ひつゝあることは  
世間の知る所にして同氏は予の就任以前より出勤せられず予は京都  
にては一回も面晤せず而して予の就任當時も屢々辞職を申出でられ  
しも予は氏の病瘻が速に癒ゆべしと信じたるを以て就任を勧告した

り、然るに昨今に至り同氏の決心愈鞏固となり學長を辞任して加養  
せんとの希望ある由なれば予も今は留任を強ゆる意思もなく早晚後  
任者を選任せん考にて遠からず事實となりて發表さるゝに至るべし  
云々

(日付・紙名不明)  
菊池京大總長談

別項の如く一日京都帝國大學總長に任命せられたる菊池大麓男は同  
日往訪の社員に談りて曰く大學は所謂學術の蘊奥を極むる所なれば  
専ら學術の研究に重きを置かざる可からず學術の研究には帝国内一  
個の大學あるよりも二個以上の各大學が互いに競爭研磨する方可な  
りとの趣旨にて京都大學の設立を見たるものなれば必ずしも同一制  
度を採るの必要なかるべく唯如何にせば最も能く學術を研究し得る  
やを定めざる可らず現今の制度は昨年の春改正せられて殆ど東京大  
學と同様になり居れり而して此学年程度及び試験等の制度は自から  
學制問題と関連するを以て容易に改廢を加ふること能はず學制問題  
の燒点は何時も中学と大學との連絡にあり從て大學予科を大學に附  
設すべしとの説あるも現今の如く多數の學生を一二箇所に収容して  
教育することは甚だ得策にあらざるべし大學予科に就ては大學側の  
種々の注文あるも要は外國語の問題ならん予は先年來現在の一箇の  
外國語を併課するより一箇の外國語を教授するを可とするの論者な  
るが近來此説に傾く者多し此外國語問題さへ決定せば予科の年限等  
も自然遣り繰ることを得從て大學予科の解決を告ぐるに至らん此等

の問題の解決を見たる上にあらざれば大学の年限其他の制度にも手を下すこと能はざるべし京都大学は從来種々の悪評ありたるが果して世間の噂の如くなるや否や善惡何れにせよ先入主となりては正当の判断を誤る虞れあるを以て予は先づ虚心を以て臨まんと欲するものなり悪評と雖も多くの法科のみに対するが如きも大学は一分科のみにあらざれば大学全体が不成績なりと云ふべからざる筈なるに往年

東京大学の法科のみを見て直に大学は曲学阿世の徒を作る処なりなどの世評ありたりことありて理工科等に於ては迷惑なりとの説を唱へたる人もありたり又京都は学生の風紀に就て東京より非常に劣れるが如く噂するものあれども予は左程に想像すること能はざるなり尤も京都は歐羅巴の巴里の如き處にて東京に比すれば幾分誘惑多き土地ならんも大学所在地は吉田にありて其附近は清潔なる所なれば決して世評通りにはあらざるべし同大学には幸ひ寄宿舎の設けあれば今少し之を拡張して少くも二百人位を収容し専ら学生の品性を陶冶して全学生の中堅となすを得ば自然風治等の取締も可良に至るならんか寄宿舎制度に就ては高等学校以下ならば兎も角大学生を収容するは如何との説あるも予は大学生も矢張収容するを可と信ず尤も多数の学生を全部収容するは困難なれども其幾分を収容して中堅の学生を作り置くは必要なりと思ふなり要するに京都大学に対しても赴任約一年間位研究して多少の改良を圖らんと欲するも大学には夫れ、教授会評議員会等の機関あれば一個の意見のみを以て速断すること能はざるなり又臨時仮名遣調査会に就ては臣下小松原文相の許にて研究中なれば当分開会を見合せんとのことなり愈々開会のこ

とに決せば其時は帰京して開会する積りなるが仮名遣問題の如きは成るべく人為を以て決定せず自然の成行に任する方可ならんか云々因に同総長は近日中一先出発赴任の苦なりと

計	四十年	四十九年	三十八年	三十七年	三十六年	三十五年	三十四年	三十三年	三十二年	三十一年	三十年	入学	法科大學	
												卒業	入学	
五四〇	二二四	一三八	九八	五六	九六	二八	○	○	○	○	○	○	○	医科大學
	八〇	八一	八四	七八	八一	八〇	八五	八六	八八	二五	一〇	○	○	卒業
一八八	七二	五三	三三	三三	九	○	○	○	○	○	○	○	○	法科大學
	一二	六七	一九〇七	八三七	三四	五四	六一	六九	二六	五六	四七	四七	入学	理工科大學
五一八	七八	九五	六六	五一	六二	五三	三五	三九	三九	○	○	○	○	卒業
	四〇	一六	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	文科大學
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	卒業

## 備考

一 入学生中死亡、退学、転学等アルモ爰ニ掲記セス  
 一 卒業生中理工科大学ノ分ハ其年ノ四月ヨリ翌年三月迄ヲ以テ計算セリ  
 一 法科大学ハ三十六年九月ヨリ三十九年七月迄在学三年制度ナリシ

(新聞切り抜き　日付・紙名不明)

### 京大不振の原因

京都大学法科の世評に対する岡田総長の弁解ハ頗る曖昧にして自己不明の責を免れんとするに拘らず、同法科に久しく学長として令名ありし織田博士ハ、公然不振説を是認して、(一)四年制を採用したる事(二)同大学卒業生の高等文官試験委員を出すこと少なき事(三)同教授中より高等文官試験委員を出すこと少なき事(四)同

大学唯一の試験委員たりし仁井田博士を失へる事(五)総長の就任問題久く決定せざる為、世人をして同大学の前途を悲観せしめし事(六)教授間の言論が往々世人より誇大視せられたる事等の原因に帰せり

予は京大の内情に就ては未だ毫も熟知する所なれば今日に於ては何等の定見何等の抱負もなく唯盲目滅法に就職したるものと云ふの外なし従つて彼の世評の中心たる法科大学の今後等に就いても何等の考案を有せず思ふに大学は高等の学理を教授すると云ふよりも寧ろ教授が学理の蘊奥を研究すると云ふが主たる目的なれば学生の少なきは大学として毫も耻とするに足らず予は来るものは拒まず去る者は追はずの態度を以て之が經營の任に当らん。

(日付・紙名不明)

### 菊池新総長の談

京大総長の後任は菊池男に決定したるにつき記者直ちに男爵を訪ぶ男の語る処大要左の如し

昨年木下君が辞職したる際予は英國に滞在し居たるに牧野文相は電報を以つて其後任たるべき旨を交渉し來りたるが予は當時種々の事情上俄かに帰朝し能はざるを以て之を辞退したり併も文相は予の帰朝を俟て再び丁重なる勧誘を試みたるが予は從来外國と東京との外には居住したことなきより何となく東京を離るゝことを好まざるのみならず英國に於て講演したる勅語は帰朝後校訂して之を出版す